

(案)

八重山合同庁舎中央監視及び空調設備等 保守点検業務委託契約書

八重山合同庁舎（石垣市字真栄里 438 番 1）中央監視及び空調設備等保守点検業務（以下「委託業務」という。）の委託について、沖縄県八重山事務所長 長濱 広明（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 空調設備等の委託業務には、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」とする）第 16 条第 1 項の規定に基づき定められた第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項第二の 1 項に係る簡易点検も含むものとする。

3 乙は、甲の指示に従い、下記に示す別添仕様書に基づいて、委託業務を実施する。

- ① 八重山合同庁舎中央監視業務仕様書
- ② 八重山合同庁舎空調設備保守点検業務仕様書
- ③ 浄化槽保守点検業務仕様書
- ④ 汚水槽清掃業務仕様書

4 別添仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議の上定める。但し、軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

5 乙は、委託業務履行について、技術上の管理を統括する業務代理人を定め、甲に通知するものとする。

（委託期間）

第 2 条 委託の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（業務報告等）

第 3 条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく別添仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に定める書類等を受理したときは、直ちに確認検査を行わなければならない。

3 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況について調査を実施し、又は報告を求めることができる。

（委託料）

第 4 条 委託業務の委託料は、 円とする。
うち取引に係る消費税及び地方消費税 円

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 契約金額の支払いは、月額 円（税込み）とする。

3 乙は、前条第 2 項に定める検査が終了したときは、前項に規定する月額の委託料を甲に請求するものとする。

4 甲は、委託料の請求を受けたときは、受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第 5 条 沖縄県財務規則第 101 条の規程に基づき取り扱う。

(労働関係法の遵守)

第 6 条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守し、法律の改正等により人件費等が年度当初の想定を上回った場合は、双方協議のうえ単価の見直しを行う。

(業務内容の変更等)

第 7 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

(再委託等の禁止)

第 8 条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(損害賠償)

第 9 条 乙は、次の事由が生じたときは直ちに損害を賠償しなければならない。

なお、賠償額については、甲乙協議の上定める。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(甲の解除権 1)

第 10 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は損害賠償金として未済額分の 100 分の 10 を甲に納入しなければならない。

(1) 乙が正当な理由なく契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務を行う見込みがないと認められるとき。

(3) 第 8 条の規定に違反したとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を

いう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) その他、乙の違反行為等により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(甲の解除権2)

第11条 甲は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定に基づき、業務内容を変更した結果、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、契約を解除したときは、前条第2項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の履行の際に知り得た事項について、他人に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第14条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じたときは、甲の指示により処理するものとするが、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(長期継続契約)

第15条 当該入札に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約

を定める条例」に基づく長期継続契約であり、令和7年度又は令和8年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は解除する。

2 前項の規定により、契約を解除したときは、甲は乙に対して損害を賠償する義務を負わない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県石垣市字真栄里438-1
沖縄県八重山事務所
所長 長濱 広明

乙